

鹿児島県中学校総合体育大会への地域クラブ活動の登録基準

1 目的・趣旨

(公財)日本中学校体育連盟が、地域クラブ活動の全国中学校体育大会への参加を特例として認めたこのことを受け、本県の地域クラブ活動が、鹿児島県中学校総合体育大会（以下：県総体）及び各競技団体主催等の選考会、地区総体に参加することを認めるための条件を、以下に示す。

2 登録条件

- (1) 鹿児島県中学校体育連盟（以下：本連盟）の加盟校に在籍している生徒であること。
- (2) 本連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (3) 生徒の学齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- (4) 本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に活動が行われていること。
- (5) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (6) 地域クラブ活動等の代表者・指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、鹿児島県の各競技団体から処分を受けていないものであること。
- (7) 県総体及びその予選会、地区総体において、競技役員や審判など運営上に必要な事項に協力すること。
- (8) 各競技の細則を満たしていること。
- (9) 地域クラブ活動の登録申請については、規約を設けているとともに、ホームページやチラシ等で3か月以上、団員の公募期間を設けていることを条件とする。但し、行政機関や行政機関が設置している協議会等から「部活動の地域移行の担い手」としての承認または、要請を受けている場合は、3か月の公募期間を設けていなくてもよい。（※(9)の項目については、令和8年度から適用）
- (10) 地域クラブ活動の代表者及び指導者が、不適切な行為（体罰、パワハラ、セクハラ等）を行った場合は、所属する競技団体と協議の上、相応の処分を所属する競技団体から科されることもある。
- (11) 地域クラブ活動の登録地区の変更は、原則認めない。
- (12) 地域クラブ活動の生徒が移籍した場合、当該年度の地区中学総体、並びに県中学総体への参加については、転居等を含めたやむを得ない場合を除き、原則認めない。但し、移籍後、当該年度の中学総体への出場を希望する場合は、各地区中体連事務局に希望理由を相談すること。※ なお、この「ア 大会参加を認める条件」については、日本中学校体育連盟、並びに九州中学校体育連盟が規定する「大会開催基準の大会参加規程」に準ずることとする。

3 大会に参加する場合、守るべき条件

- (1) 地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- (2) 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会要項・申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (3) 県総体及びその選考会、地区総体の参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（監督も同様とする）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして万全の事故対策を立てておくこと。
- (4) 選考会・県総体開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (5) 同一団体からの出場は1チームとする（複数のチームは参加できない）。また、大会参加のため名称を変え、複数チーム参加することも認めない。
- (6) 参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

4 登録申請手続及び登録について

- (1) 本連盟のホームページより「登録申請書」（様式1）をダウンロードし、必要事項を入力したデータ及び原本（押印されたもの）を、各地区中体連事務局に提出する。
- (2) ホームページ上の「地域クラブ登録申請フォーム」にて登録情報の入力を行う。
- (3) 受付後、精査・検討したものを本連盟評議員会にて審議し、登録を認める。
- (4) 提出受付期間は3月10日(月)～4月10日(木)とする。4月10日(木)必着とし、それ以降は受け付けない。

5 大会（選考会）参加について

- (1) 各競技により県総体からの参加か、選考会からの参加か、地区総体からの参加かは異なる。
- (2) 選考会がない競技については登録後、県総体の出場権を得る。選考会をおこなう競技については各競技団体等が主催する選考会にて県総体出場権を得る。
- (3) 各競技の県総体参加枠は、各競技要項に定めるものとする。